

核兵器の全面的廃絶を求める意見書

昭和20年8月6日及び9日に我が国に投下された2発の原子爆弾は、一瞬にして広島・長崎を壊滅させ、数十万もの人々を無差別に殺傷した。

生き残った被爆者は、「再び被爆者をつくるな。核兵器を地球上からなくそう」と訴え続け、その声は世界中に広がっている。こうした中で、昨年12月の第71回国連総会全体会合において、核兵器を禁止・廃絶する条約の交渉を開始する決議が113ヶ国の賛成で採択され、本年5月には「核兵器禁止条約」の原案が公表され、7月に核保有国などを除く122ヶ国という多数の賛成により採択された。

条約は前文において核兵器の使用がもたらす破滅的な人道上の結果を懸念するとともに、「核兵器使用の被害者（ヒバクシャ）及び核実験被害者の苦難に留意」と述べている。さらに、核兵器の「開発、生産、製造、取得、所有、貯蔵、移転、受領、使用、核爆発実験」などを禁止している。また、締約国は、その領土と管轄地域への核兵器の「配置、導入、配備」などを禁止する義務を負うとしており、核兵器廃絶を法的に規定したものとなっている。

日本政府は世界で唯一の戦争被爆国として核兵器のない世界に向けヒバクシャが行っている努力を認識し、核兵器の全面的廃絶に向けたイニシアチブを発揮するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出する。

平成29年9月27日

川口市議会議長

内閣総理大臣
外務大臣様